

災害時における協力体制に関する協定書

平成31年2月

社会福祉法人 伊根町社会福祉協議会
一般社団法人 宮津青年会議所

災害時における協力体制に関する協定書

社会福祉法人伊根町社会福祉協議会（以下「甲」という。）と一般社団法人宮津青年会議所（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、伊根町内において自然災害、大規模事故の他、住民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる事態が発生し、伊根町災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）が災害時体制に移行された場合において、甲が行うセンターにおける支援活動に関し、乙が迅速かつ総合的な支援活動等の協力を行うために必要な事項を定めるものとする。

（連携及び協力）

- 第2条 センターを運営するために必要な資機材等の確保が困難な場合、甲は乙に資機材等を確保するための情報を求め、協力を依頼することができる。
- センターを運営するためのスタッフが不足し運営に支障が生じた場合は、必要に応じ、甲は乙に協力を求めることができる。
 - 甲乙がその組織、機能を活用し把握した被災状況やニーズについては、被災者支援に繋げるため、センターの管理のもと、情報を共有し連携を図ることとする。
 - その他、被災者支援活動を行ううえで協力体制が必要となった場合は、甲乙協議のもと、連携を図るものとする。

（平常時の活動への協力等）

- 第3条 甲と乙は、平常時より連携強化を図り、災害時体制に移行した際、円滑に運営ができるよう努める。
- 町外での災害発生時における情報収集、発信、及びボランティア活動への支援について、必要に応じ、甲は乙に協力を求めることができる。

（協議）

第4条 この協定の実施に関し必要な事項、又はこの協定に定めのない事項は、その都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。但し、この期間が満了する30日前までに甲乙それぞれから別段の意思表示がない時は、さらに1年間継続するものとし、それ以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名押印のうえ各自1通を保管するものとする。

平成31年2月18日

甲 京都府与謝郡伊根町字泊1番地
社会福祉法人 伊根町社会福祉協議会

会 長

上林 聡



乙 京都府宮津市字鶴賀2054-1
一般社団法人 宮津青年会議所

理事長

今井 浩助

